

令和6年8月22日

ノーモア メガソーラー宣言の趣旨に基づく条例制定について

ノーモア メガソーラー宣言の趣旨に基づき、再生可能エネルギー発電施設の適切な設置、管理を通して、私たちが大切にする「環境」の価値を守ることを目的とした、実効性のある条例の制定を目指します。

記

1. 条例化のポイント

- (1) 再生可能エネルギー発電施設と環境の両立・共生を確保する
 - ・安心安全な環境（災害防止、鳥獣害防止、水の確保）
 - ・豊かで美しい環境（景観、生物多様性、歴史・文化）
- (2) 禁止区域等を設定し、山地等への発電施設の設置を抑制する
- (3) 設置規制対象施設の拡大（太陽光発電施設、風力発電施設）
- (4) 発電事業者（設置者含む）に対し、工事開始から撤去の各段階での届出や適切な管理等を義務化
 - ・定期報告、事業承継、廃止、撤去等についての届出
 - ・許可の取り消し、措置命令等の対応
 - ・事業情報の積極的な公表

2. スケジュール

- R6. 8.29 市環境審議会
- R6.11～ パブリック・コメントの実施
- R7. 3～ 3月定例会議に条例案提出【目標】
- R7. 4.1 条例施行

担当：環境課 温暖化対策推進係
課長 黒須 係長 安倍
電話 024-525-3742（直通）

ノーモア メガソーラー宣言の趣旨に基づく 条例制定について

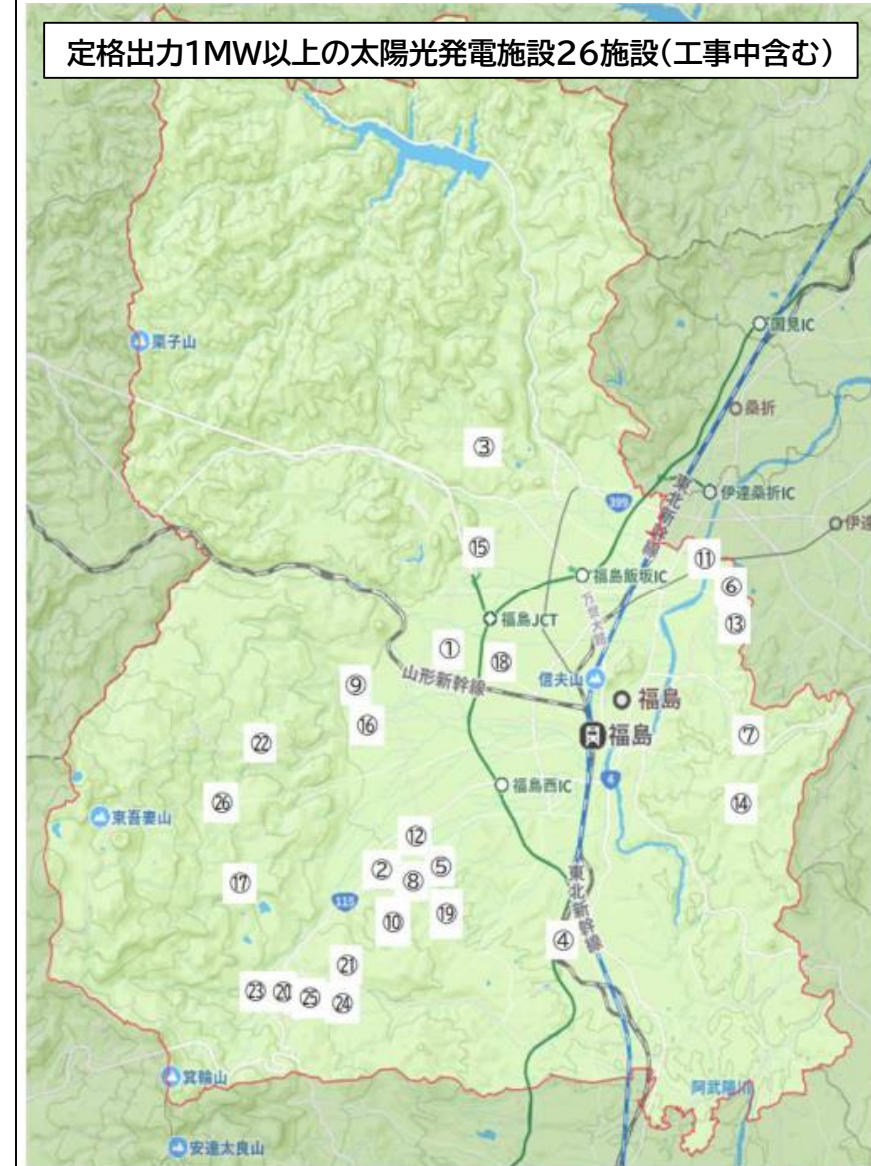
（令和7年3月定例会議に条例案提出を目標）

1. ノーモア メガソーラー宣言、ガイドライン改正に至る動き

記者配布資料

市内の山地を中心にメガソーラーが設置

定格出力1MW以上の太陽光発電施設26施設(工事中含む)



①景観の悪化

大規模な林地開発による山肌露出の状況



②災害の発生

法面崩落による土砂流出の状況



令和5年8月31日

景観の悪化・災害の発生リスクのある
山地へのメガソーラーは望まない

ノーモア メガソーラー宣言



令和6年2月22日

ノーモア メガソーラー宣言の趣旨に則り
太陽光ガイドラインを改正

- ・メガソーラー施設の設置が適切ではない区域の設定
- ・事業計画中止の指導 などを新たに規定

2. 条例化の検討

対策強化の必要性

(1) 抑制効果の限界

- ・宣言＋改正ガイドライン後も設置計画の打診多数
- ・計画中止等、一定の効果
- ・計画中止の指導にもかかわらず、事業を進めようとする事業者がいる

宣言以降のメガソーラー事業計画相談 13件

- ・ガイドラインに基づく指導により事業中止、変更 7件
- ・事業中止の指導に対して中止決定に至っていない 6件

(2) 安全管理対策の強化

- ・工事中や稼働後に発生する土砂災害等の事例
→事業者にとって一定の安全管理対策を求める権限が必要

(3) 事業計画の公表・周知の促進

- ・改正ガイドラインでは、近隣住民への事前説明等を求めている
- ・しかし、ホームページ等により事業計画を積極的に公表し周知する事業者は極めて少ない
→事業者にとって事業計画等の情報公表を促し、市民への周知を図ることが必要

条例化による実効性向上

(1) より踏み込んだ条例の増加

- ・より広範な禁止区域等の設定
- ・許可制の導入→許可取り消し、措置命令 など



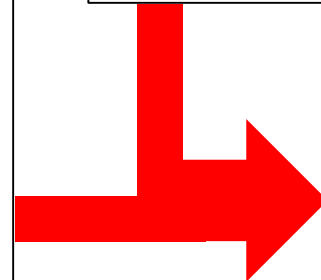
改正ガイドラインに沿った幅広い抑制措置の
条例化が可能と判断

(2) 実効性の検証

- ・上記条例制定市では、施行後、条例に反した発電施設設置のケースは確認されていない



より踏み込んだ条例の実効性を確認



宣言＋改正ガイドラインに沿った
条例制定に取り組む方針

3. 条例化のポイントとスケジュール

再生可能エネルギー発電施設の適切な設置、管理を通して、私たちが大切にする「環境」の価値を守ることを目的とした、実効性のある条例の制定を目指す。

条例化のポイント

- (1) 再生可能エネルギー発電施設と環境の両立・共生を確保する
 - ・ 安心安全な環境（災害防止、鳥獣害防止、水の確保）
 - ・ 豊かで美しい環境（景観、生物多様性、歴史・文化）
- (2) 禁止区域等を設定し、山地等への発電施設の設置を抑制する
- (3) 設置規制対象施設の拡大（太陽光発電施設、風力発電施設）
- (4) 発電事業者（設置者含む）に対し、工事開始から撤去の各段階での届出や適切な管理等を義務化
 - ・ 定期報告、事業承継、廃止、撤去等についての届出
 - ・ 許可の取り消し、措置命令等の対応
 - ・ 事業情報の積極的な公表

スケジュール（予定）

目標

